

特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱

昭和62年5月22日 文部大臣裁定
昭和63年4月8日 一部改正
平成元年5月29日 一部改正
平成2年6月8日 一部改正
平成3年4月12日 一部改正
平成4年4月10日 一部改正
平成5年4月1日 一部改正
平成6年6月23日 一部改正
平成7年4月3日 一部改正
平成8年5月10日 一部改正
平成9年4月1日 一部改正
平成10年4月8日 一部改正
平成11年4月1日 一部改正
平成12年4月1日 一部改正
平成13年1月6日 一部改正
平成13年4月1日 一部改正
平成14年4月1日 一部改正
平成15年4月1日 一部改正
平成16年4月1日 一部改正
平成17年4月1日 一部改正
平成19年4月2日 一部改正
平成19年12月26日 一部改正
平成21年4月1日 一部改正
平成23年4月1日 一部改正
平成24年4月1日 一部改正
平成25年5月15日 一部改正
平成26年4月1日 一部改正
平成27年4月9日 一部改正

(通 則)

- 第1条 特別支援教育就学奨励費負担金（以下「負担金」という。）、特別支援教育就学奨励費補助金（特別支援学校分・都道府県立中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）分・特別支援教育体制整備の推進分）（以下「奨励費補助金」という。）、特別支援教育就学奨励費交付金（以下「交付金」という。）及び要保護児童生徒援助費補助金（都道府県立学校医療費・学校給食費分）（以下「援助費補助金」という。）の取扱いについては、関係法令の定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 負担金、奨励費補助金及び交付金に係る保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定については、平成26年4月1日付け26文科初第27号による「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領」の定めるところによる。

(交付の目的)

- 第2条 負担金、奨励費補助金及び交付金は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ、特別支援学校（奨励費補助金及び交付金にあっては、小学校又は中学校を含む。以下同じ。）への就学の特殊事情にかんがみ、特別支援学校へ就学する幼児、児童又は生徒（以下「児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する

者をいう。第4条第1項において同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費について、国がその経費の一部を負担、補助又は交付することとし、もって、特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。また、奨励費補助金は、この目的の他に、都道府県・指定都市・中核市における特別支援教育の体制整備を推進するため、国がその経費の一部を補助することとし、特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

- 2 援助費補助金は、都道府県が経済的理由により就学が困難と認められる都道府県立の中学校の生徒の保護者又は都道府県立の特別支援学校の児童若しくは中学部の生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(負担金に係る負担事業及び負担率)

第3条 都道府県が、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号。以下「就学奨励法」という。)第2条第1項の規定に基づいて、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等(児童又は未成年の生徒については、学校教育法第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第5条第1項において同じ。)に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、別記1の「負担対象経費」の欄に定める経費についてその全部又は一部を支弁する事業について、国は就学奨励法第4条の規定に基づいて、その経費の2分の1を負担する。

- 2 負担対象経費の範囲及び負担対象額は、別記1の「負担対象経費の範囲」の欄及び「負担対象額」の欄に定めるとおりとする。

(奨励費補助金に係る補助事業及び補助率)

第4条 都道府県が、就学奨励法第2条第1項の趣旨に基づいて、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校に就学する児童等の保護者等に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、別記2の「補助対象経費」の欄に定める経費についてその全部又は一部を支弁する事業について、国は予算の範囲内でその経費の2分の1を補助する。

- 2 都道府県が、当該都道府県の設置する中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒又は特別支援学級に就学する生徒の保護者等に対し、その就学のため必要な経費のうち、別記3の「補助対象経費」の欄に定める経費についてその全部又は一部を支弁する事業について、国は予算の範囲内でその経費の2分の1を補助する。
- 3 都道府県・指定都市・中核市が、当該都道府県・指定都市・中核市区域内の特別支援教育の体制整備を推進するために必要な経費のうち、別記6の「補助対象経費」の欄に定める経費について、国は予算の範囲内でその経費の3分の1を補助する。
- 4 本条第1項の事業に係る補助対象経費の範囲及び補助対象額は、別記2の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。また、本条第2項の事業に係る補助対象経費の範囲及び補助対象額は、別記3の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象経費」の欄に定めるとおりとする。また、前項の事業に係る補助対象経費の範囲及び補助対象額については、別記6の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

(交付金に係る交付事業及び交付率)

第5条 国は、就学奨励法第2条第4項の規定に基づいて又は同法第2条第1項の趣旨に基づいて、国立の特別支援学校に就学する児童又は生徒の保護者等に対し、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、別記4の「交付対象経費」の欄に定める経費の全部を交付する。

- 2 国は、国立の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等に対し、その就学のため必要な経費のうち、別記4の「交付対象経費」の欄に定める経費の全部を

交付する。

- 3 交付対象経費の範囲及び交付対象額は、別記4の「交付対象経費の範囲」の欄及び「交付対象額」の欄に定めるとおりとする。

(援助費補助金に係る補助事業及び補助率)

第6条 都道府県が、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づいて、学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病にかかった都道府県立の中学校の生徒の保護者又は都道府県立の特別支援学校の児童若しくは中学部の生徒の保護者で学校保健安全法第24条第1号に該当するものに対し、疾病の治療のための医療に要する経費について援助する事業及び学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届出を完了して、現に学校給食を実施している都道府県立の中学校の生徒の保護者で、学校給食法（昭和29年法律第160号）第12条2項に規定する保護者（以下、「補助対象保護者」という。）に対して、同法第11条第2項に定める学校給食費の2分の1以上を補助する事業について、国は予算の範囲内でその経費の2分の1を補助する。

- 2 補助対象経費の範囲及び補助対象額は、別記5の「補助対象経費の範囲」の欄及び「補助対象額」の欄に定めるとおりとする。

(申請手続)

第7条 負担金、奨励費補助金及び援助費補助金の交付を受けようとする都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、交付申請書（第1号様式）を、別に通知する期日までに文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、原則として30日以内に交付決定を行い、都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）に交付決定通知書（第2号様式）を送付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより、交付の申請を取下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(変更交付決定)

第10条 交付の決定後、災害その他の事情により交付決定の変更を受ける必要が生じたときは、変更交付申請書（第4号様式）を大臣に提出しなければならない。

- 2 大臣は、前項による変更交付申請書の提出があったときは、審査の上、原則として30日以内に変更交付決定を行い、都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）に変更交付決定通知書（第5号様式）を送付するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第11条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、負担（補助）事業を中止又は廃止しようとするときは、大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

第12条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、負担（補助）事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれて

いる場合、又は負担（補助）事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

（状況報告書の提出）

第13条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、負担（補助）事業の遂行状況について大臣の要求があったときは、状況報告書（第3号様式）を大臣に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第14条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、負担（補助）事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）を大臣に提出しなければならない。

（額の確定等）

第15条 大臣は、前条による実績の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る負担（補助）事業の実施結果が、負担金、奨励費補助金又は援助費補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金、奨励費補助金又は援助費補助金の額を確定し、当該都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）に通知するものとする。

2 大臣は、負担金、奨励費補助金又は援助費補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える負担金、奨励費補助金又は援助費補助金が交付されているときは、その超える部分の負担金、奨励費補助金又は援助費補助金の返還（第7号様式）を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第16条 大臣は、第10条の負担（補助）事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8条の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

一 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）が法令、この要綱又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

二 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）が負担金、奨励費補助金又は援助費補助金を負担（補助）事業以外に使用した場合

三 交付の決定後生じた事情の変更等により、負担（補助）事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する負担金、奨励費補助金又は援助費補助金が交付されているときは、期限を付して当該負担金、奨励費補助金若しくは援助費補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号及び同項第2号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

4 第15条第3項の規定は、第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合において準用する。

（財産の管理等）

第17条 奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進分）を実施する都道府県・指定都市・中核市は、補助対象経費（補助事業を他の者に実施させた場合には、その経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進分）を実施する都道府県・指定都市・中核市が取得財産等を処分することにより、収入があり又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第18条 取得財産等のうち補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下、「適正化法」という。）施行令第13条第4号及び第5号の規定により、大臣が定める財産は、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進分）を実施する都道府県・指定都市・中核市は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

（補助金の経理）

第19条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（補助金調書）

第20条 都道府県（奨励費補助金のうち、特別支援教育体制整備の推進分の場合は都道府県・指定都市・中核市）は、当該負担（補助）事業に係る歳入及び歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（第8号様式）を作成しておかなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第21条 奨励費補助金（特別支援教育体制整備の推進分）を実施する都道府県・指定都市・中核市は、別記6に掲げる間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第10条から第20条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

（その他）

第22条 交付金に係る交付の手續等については、別に通知するところによる。

第23条 この要綱に定めるもののほか、負担金、奨励費補助金、交付金及び援助費補助金の取扱いについては、別に通知するところによる。